

(写)

岐地労審発第5号
令和7年11月26日

岐阜労働局長
原田 浩一 殿

岐阜地方労働審議会
会長 栗山 知

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年3月5日付け岐労発基0305第1号をもって諮問のあった標記について、令和7年6月24日専門部会を設け以来3回にわたり審議を重ねたところ、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員	現 職
部会長 浅井 直美	あさい法律事務所 弁護士
大野 正博	学校法人朝日大学法学部 教授
栗山 知	栗山知法律事務所 弁護士

家内労働者代表委員	
和泉 真行	UAゼンセン岐阜県支部 常任
佐藤 一幸	日本郵政グループ労働組合東海地方本部 副執行委員長
森川 昌也	日本労働組合総連合会岐阜県連合会（連合岐阜） 事務局長

委託者代表委員	
大脇 哲也	岐阜県商工会連合会 専務理事
川本 敏	岐阜県中小企業団体中央会 専務理事
若尾 昌輝	多治見陶磁器上絵加工工業協同組合 理事長

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃を次のように改正することが適當である。

1 適用する家内労働者

岐阜県の区域内で陶磁器上絵付業に係る転写の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表に掲げる品目欄、規格欄及び転写の業務欄の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

品 目	規 格		転写の業務			金 額
	寸 法	形 状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん (ふたなし)	径が 11 センチメートル以上 12 センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の 4 分の 1 以上 4 分の 3 以下	側面	5 円 91 銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が 5 センチメートル以上 8 センチメートル未満のもの	円筒形			5 円 91 銭
	小 盤	径が 11 センチメートル以上 12 センチメートル未満のもの	丸形	平面積の 4 分の 1 以上 2 分の 1 以下	平面	1 枚 5 円 48 銭
洋食器	マグカップ	径が 7 センチメートル以上 9 センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の 4 分の 1 以上 4 分の 3 以下	側面	6 円 30 銭
	ケーキ皿	径が 17.5 センチメートル以上 19.5 センチメートル未満のもの	丸形でリム形	見込み面積の 2 分の 1 以上	見込み	7 円 09 銭

4 効力発生の日 令和 8 年 3 月 31 日